

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目2番8号

五洋建設株式会社

取締役社長 村 重 芳 雄

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目2番8号
当社本店 11階会議室
3. 株主総会の目的事項
報告事項 1. 第63期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第63期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.penta-ocean.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災からの復興関連需要等を背景に回復の兆しが見られたものの、世界的な景気の減速など、依然として不透明な状況が続きました。一方、昨年末以降、政権交代に伴う新たな経済対策や金融政策への好感から円安・株高が進み、景気回復への期待は高まっております。

当連結会計年度の国内公共投資につきましては、復興関連事業の本格化及び補正予算の執行などから堅調に推移しました。住宅投資につきましては、回復基調にありましたが、全体的には低水準に留まり、民間設備投資につきましても、先行きへの慎重な見方から低迷しました。一方、当社グループの海外における主要市場であるシンガポール、香港等の東南アジアでは、社会インフラ整備を中心に引き続き建設投資は堅調に推移しました。

このような経営環境の中、当社グループは、「臨海部ナンバーワン企業」として成長していくことを目指し、中期経営計画（2011～2013年度）の達成に向け、取り組んでまいりました。

当連結会計年度の連結業績は、売上高は3,498億円（前連結会計年度比6.7%増）、営業利益は64億円（同28.0%減）、経常利益は65億円（同11.9%減）、当期純利益は20億円（同25.1%増）となりました。売上高は増加したものの、利益面については、売上総利益が減少したため、営業利益は減益となりました。営業外損益は改善したものの、経常利益も減益となりました。しかし、法人税等の減少により、当期純利益については増益となりました。

事業セグメント別の概況は次の通りです。

(国内土木事業)

売上高は1,250億円となり、営業利益は65億円となりました。

当社個別の受注高については、民間工事は182億円減少しましたが、官庁工事が237億円増加したため、55億円増加し、1,140億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

九州地方整備局 : 東九州道(清武～北郷)芳ノ元トンネル新設(二期)工事

中日本高速道路株式会社 : 新名神高速道路四日市中工事

関東地方整備局 : 横浜港本牧地区岸壁(-16m)(耐震)(改良)築造工事

○主な完成工事

沖縄電力株式会社 : 吉の浦火力発電所港湾施設及び関連設備新設工事

関東地方整備局 : 横浜港本牧地区岸壁(-16m)(耐震)(改良)築造工事

近畿地方整備局 : 京都第二外環状道路長岡京高架橋奥海印寺工区工事

(国内建築事業)

売上高は1,115億円となり、営業損失は18億円となりました。

当社個別の受注高については、官庁工事が12億円増加し、民間工事も61億円増加したため、73億円増加し、1,089億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

株式会社島忠 : (仮称)島忠ホームズ草加西店新築工事

成田市 : JR成田駅東口再開発ビルA棟建設工事

日ノ出町駅前A地区市街地再開発組合 : 日ノ出町駅前A地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物新築工事

○主な完成工事

- 大井町西地区市街地再開発組合 : 大井町西地区第一種市街地再開発事業に係る施設建築物新築工事
- 株式会社上組 : (仮称) 株式会社上組 P I - D 計画
青果棟新築その他工事
- ニッスイ・エンジニアリング株式会社 : (仮称) 株式会社松岡 東京湾岸
物流センター新築工事

(海外建設事業)

売上高は1,056億円となり、営業利益は27億円となりました。

当社個別の受注高については、シンガポールにおいて建築の大型工事を受注しましたが、291億円減少し、573億円となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

○主な受注工事

- シンガポール政府 : HDBセンカンN2C45住宅建築工事
- シンガポール政府 : チャンギ総合病院建築工事

○主な完成工事

- パークウェーノベナ社・
パークウェーイラワディ社 : ノベナ病院新築工事
- 香港証券取引所 : 香港証券取引所データセンター新築工事

(国内開発事業)

売上高は12億円となり、営業損失は8億円となりました。

(その他の事業)

造船、機器リース、物品販売等を主な内容とするその他の事業につきましては、売上高は89億円となり、営業損失は2億円となりました。

当社グループの事業のセグメント別売上高及び営業利益

(単位：百万円)

区 分	売 上 高	営業利益(△損失)
国内土木事業	125,022 (5.5%)	6,565 (△10.4%)
国内建築事業	111,585 (△3.1%)	△1,877 (—)
海外建設事業	105,628 (26.2%)	2,788 (△20.3%)
国内開発事業	1,288 (△50.8%)	△863 (—)
その他の事業	8,913 (△26.1%)	△211 (—)
計	352,437 (6.1%)	6,401 (△29.8%)
消 去	△2,598 (—)	61 (—)
合 計	349,839 (6.7%)	6,463 (△28.0%)

(注) %表示は、対前期増減率を表示しております。

当社の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建 設 事 業	国内土木	85,098	114,046	113,984	85,160
	国内建築	98,133	108,945	109,285	97,793
	海 外	(166,518) 179,730	57,313	104,952	132,091
	計	(349,749) 362,961	280,305	328,221	315,045
開発事業等	205	1,121	1,288	39	
合 計	(349,955) 363,167	281,427	329,510	315,084	

(注) 前期繰越高の上段()内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外国為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は9,949百万円で、主なものは、船舶の新設及び更新によるものです。

総額のうち2,566百万円は、当社が建造を進めております大型自航式ポンプ浚渫船、1,239百万円は、多目的自航式起重機船への投資額です。なお、大型自航式ポンプ浚渫船の完成は平成26年2月を予定しております。

(3) 資金調達状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、平成24年9月に、総額300億円のシンジケーション方式による長期コミットメントライン契約（契約期間3年間）を23の金融機関と結んでおります。

なお、当連結会計年度に、新株及び社債の発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

次期の国内建設市場の見通しのうち、公共事業につきましては、東日本大震災からの早期復興を加速させるため、優先的な予算配分が見込まれます。また、インフラの老朽化対策並びに事前防災・減災対策に加え、港湾・空港・基幹道路の整備等のプロジェクトが本格化することから、重点的に予算が配分される見込みです。民間需要につきましては、輸出環境の改善等により、徐々に回復してくるものと予想されますが、景気回復の持続性に懸念が残り、先行きの動向には注意が必要な状況です。海外の建設市場につきましては、当社グループの主要市場である東南アジアでは、社会インフラ整備などへの投資は引き続き堅調に推移するものと考えられます。

このような市場環境の中、顧客ニーズに確実に応える技術力・体制を築き、競争力を強化し、業務品質のさらなる向上を目指すことが課題であると考えております。また、将来マーケット・プロジェクトを見据えた技術開発を強化することも課題であります。さらに、社会的責任であるリスク管理の重要性を再確認し、安全管理・コンプライアンスをはじめとするリスクマネジメントのさらなる強化も課題であると考えています。

当社グループは、以上のような経営環境と経営課題を認識し、「臨海部ナンバーワン企業」として成長していくために、中期経営計画（2011～2013年度）に取り組んでいます。

なお、中期経営計画（2011～2013年度）の最終年度を迎えますが、経営環境の変化もあり、目標数値を変更しております。

■中期経営計画（2011～2013年度）

●目指す企業像

「臨海部ナンバーワン企業」

ゼネコンモデルからコア事業集積モデルへの転換

●基本経営方針

1. 事業量の維持
2. 競争力の構築
3. 業務品質のさらなる向上
4. 新規分野への進出と設備投資
5. 経営基盤の強化

●東日本大震災の復旧・復興に対する方針

安心・安全な生活に必要な社会資本の建設という建設業の本業を通じて、東日本大震災の復旧・復興に五洋グループ全体で尽力する。

●基本施策

1. 事業量の維持

- ①事業量の維持
- ②事業の方向性
 - ・海上土木：利益の最大化、将来プロジェクトへの先行的取り組み
 - ・建築：地域、分野の絞り込み、競争に勝てる体質作り
 - ・海外：拠点国（シンガポール、香港、ベトナム）を中心に緩やかに拡大
 - ・新規分野：事業化が可能なものを3年以内にスタート

2. 競争力の構築

- ①技術による競争力の構築
- ②施工能力増強による競争力の構築
- ③トータルコスト競争に負けない体制の構築

3. 業務品質のさらなる向上

- ①技術力の強化
- ②人材育成と組織の活性化
- ③間接部門の統合による業務効率の向上と直間比率の見直し
- ④海外リスクに対する管理システムの強化

4. 新規分野への進出と設備投資

- ①建設施工の請負業から周辺領域への拡大
- ②施工能力強化のための継続的な設備投資
- ③異業種、研究機関との積極的連携

5. 経営基盤の強化

- ①自己資本比率の向上
- ②保有資産の有効活用と着実な売却
- ③有利子負債の継続的削減と資金調達が多様化・安定化

中期経営計画（2011～2013年度）の実績及び主要連結数値予想

【連結】		平成23年度 実績	平成24年度 実績	平成25年度 予想
業績指標	売上高	3,280億円	3,498億円	3,570億円
	営業利益	89億円	64億円	90億円
	経常利益	74億円	65億円	75億円
	当期純利益	16億円	20億円	26億円
	EPS（1株当たり当期純利益）	5.67円	7.10円	9.09円
財務指標	自己資本比率	20.0%	21.9%	21.3%
	有利子負債残高	811億円	709億円	725億円
	D/E レシオ	1.3倍	1.1倍	1.1倍

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区 分	平成21年度 第60期	平成22年度 第61期	平成23年度 第62期	平成24年度 第63期
建設受注高(百万円)	270,184	286,687	307,005	297,327
売上高(百万円)	324,781	302,256	328,004	349,839
経常利益(百万円)	7,733	7,431	7,448	6,559
当期純利益(百万円)	1,746	2,163	1,622	2,029
1株当たり当期純利益(円)	7.11	8.50	5.67	7.10
総資産(百万円)	294,245	286,224	311,917	296,726
純資産(百万円)	54,465	60,460	62,385	65,110

② 当社の財産及び損益の推移

区 分	平成21年度 第60期	平成22年度 第61期	平成23年度 第62期	平成24年度 第63期
受注高(百万円)	257,950	276,936	299,133	281,427
売上高(百万円)	297,437	279,373	308,576	329,510
経常利益(百万円)	7,848	6,778	7,598	6,384
当期純利益(百万円)	2,227	1,924	2,083	2,320
1株当たり当期純利益(円)	9.07	7.56	7.29	8.12
総資産(百万円)	274,732	268,403	293,775	282,615
純資産(百万円)	50,043	55,859	58,270	61,316

- (注) 1. 企業集団の財産及び損益の推移における受注高については、国内開発事業及びその他の事業における受注の定義が企業集団内の各社で異なり、また、金額も僅少であるため、建設受注高のみ記載しております。
2. 第61期は公募並びに第三者割当による新株発行により、純資産が増加しております。また、発行済株式総数は286百万株となりました。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
五栄土木株式会社	百万円 200	% 100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の販売及びリース
洋伸建設株式会社	66	100	土木・建築工事の設計施工、 建設用資機材の販売及びリース
ペンタビルダーズ株式会社	50	100	建築工事の設計施工、ビル管理業
警固屋船渠株式会社	30	100	船舶の製造・修理及び販売

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社26社及び関連会社3社から構成されています。当連結会計年度中に、海外での事業拡大のため子会社1社をインドに設立するとともに、海外における船舶管理統括会社1社をシンガポールに設立し、両社を連結子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

事業名	事業内容
国内土木事業 国内建築事業 海外建設事業	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者（特-24）第1150号として国土交通大臣の許可を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。
国内開発事業	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（12）第1635号として国土交通大臣の許可を受け、不動産に関する事業を行っております。
その他の事業	主として子会社において、建設資材の販売、機器リース及び造船事業、環境関連コンサルタント事業等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所など（平成25年3月31日現在）

① 当社

本店：東京都文京区後染二丁目2番8号
支店：札幌支店（札幌市） 東北支店（仙台市）
北陸支店（新潟市） 東京土木支店（東京都文京区）
東京建築支店（東京都文京区） 名古屋支店（名古屋市）
大阪支店（大阪市） 中国支店（広島市）
四国支店（松山市） 九州支店（福岡市）
技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：シンガポール営業所	香港営業所	インドネシア営業所
マレーシア営業所	エジプト営業所	ベトナム営業所
コロンボ事務所	バンコク事務所	ドバイ事務所
デリー事務所		

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店（東京都江東区）
洋伸建設株式会社	本店（広島市）
ペンタビルダーズ株式会社	本店（東京都台東区）
警固屋船渠株式会社	本店（広島県呉市）

(9) 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
人 2,911	人 減 13

② 当社の従業員の状況

従業員数			前期末比 増減	平均年齢	平均勤続 年数
技術	事務	計			
人 1,923	人 463	人 2,386	人 減 5	才 42.6	年 17.9

(10) 企業集団の主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借入先	借入金額残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 11,796
みずほ信託銀行株式会社	5,668
株式会社広島銀行	5,010

2. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
- (2) 発行済株式の総数 285,909,367株 ※自己株式104,543株を除く
- (3) 株主数 45,067名（前期末比 2,786名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	24,318	8.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,628	6.2
株式会社みずほコーポレート銀行	7,059	2.5
ジュニパー	7,039	2.5
明治安田生命保険相互会社	6,656	2.3
株式会社損害保険ジャパン	4,280	1.5
東京海上日動火災保険株式会社	3,934	1.4
五洋建設従業員持株会	3,475	1.2
みずほ信託銀行株式会社	3,470	1.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	2,598	0.9

（注） 持株比率は、自己株式（104,543株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成25年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 重 芳 雄	社団法人日本埋立浚渫協会 会長
代 表 取 締 役	津 田 映	執行役員副社長
取 締 役	井 田 潔 志	執行役員副社長
取 締 役	近 藤 浩 右	専務執行役員 土木部門長
取 締 役	山 下 純 男	専務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長
取 締 役	佐々木 邦 彦	専務執行役員 経営管理本部長
取 締 役	柿 本 泰 二	常務執行役員 国際事業本部長
取 締 役	清 水 琢 三	常務執行役員 土木部門土木営業本部長
取 締 役	中 満 祐 二	執行役員 建築部門建築本部長
取 締 役	小 原 久 典	日本ビューホテル株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 社外監査役
常 勤 監 査 役	俵 輝 美	
常 勤 監 査 役	樋 口 達 士	
常 勤 監 査 役	福 田 博 長	
監 査 役	亀 山 和 則	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、小原久典氏は、会社法に定める社外取締役です。
 2. 監査役のうち、樋口達士氏、福田博長氏、亀山和則氏は、会社法に定める社外監査役です。
 3. 取締役のうち小原久典氏、監査役のうち樋口達士氏、福田博長氏、亀山和則氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ております。
 4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
 (1) 取締役滝本義久氏、塩谷愼氏、監査役黒川薫氏、笹野真氏は、平成24年6月28日に任期満了により退任いたしました。
 (2) 平成24年6月28日開催の第62期定時株主総会において、柿本泰二氏、清水琢三氏、中満祐二氏、小原久典氏が取締役に、樋口達士氏、福田博長氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しており、平成25年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	村 重 芳 雄	
※執行役員副社長	津 田 映	営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 総合監査部担当
※執行役員副社長	井 田 潔 志	営業担当 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	近 藤 浩 右	土木部門長 兼 技術研究所担当 兼 2020事業室担当 兼 技術戦略室長
専務執行役員	岡 部 憲 一	土木部門担当 兼 総合評価担当
専務執行役員	原 田 泰 明	土木部門担当
※専務執行役員	山 下 純 男	建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当
※専務執行役員	佐々木 邦 彦	経営管理本部長 兼 CSR推進室長
専務執行役員	望 月 常 好	土木部門担当
常務執行役員	中 伸 好	建築部門担当
常務執行役員	高 野 一 男	土木部門担当
常務執行役員	河 内 政 巳	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
常務執行役員	伊 藤 峰 夫	土木部門担当
※常務執行役員	柿 本 泰 二	国際事業本部長
常務執行役員	都 甲 明 彦	国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長
常務執行役員	北 川 隆	土木部門担当
常務執行役員	中 山 信 也	建築部門都市開発本部長 兼 建築部門建築営業本部副本部長
常務執行役員	長 富 理	中国支店長
常務執行役員	柳 田 良 一	東北支店長
※常務執行役員	清 水 琢 三	土木部門土木営業本部長
常務執行役員	宮 園 猛	東京建築支店長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
執 行 役 員	西 村 清 和	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	中 澤 貴 志	大阪支店長
執 行 役 員	小 林 義 和	建築部門担当
執 行 役 員	坪 崎 裕 幸	建築部門担当（技術担当）
執 行 役 員	清 水 豊 和	建築部門担当
執 行 役 員	下 石 誠	九州支店長
執 行 役 員	村 山 正 純	土木部門担当
執 行 役 員	越 智 修	東京土木支店長
※執 行 役 員	中 満 祐 二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
執 行 役 員	植 田 和 哉	土木部門土木営業本部副本部長 兼 2020事業室長 兼 土木部門土木2020事業部長
執 行 役 員	岡 田 富士夫	国際事業本部副本部長
執 行 役 員	田 原 良 二	東京建築支店副支店長
執 行 役 員	野 口 哲 史	名古屋支店長
執 行 役 員	蒔 田 高 之	安全品質環境本部長
執 行 役 員	福 田 幸 司	土木部門担当

- (注) 1. ※は取締役兼務者です。
2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。
- (1) 平成24年4月1日に、山下純男氏、佐々木邦彦氏が専務執行役員に、中山信也氏、長富理氏、柳田良一氏、清水琢三氏、宮園猛氏が常務執行役員に、岡田富士夫氏、田原良二氏、野口哲史氏が執行役員に就任いたしました。
 - (2) 平成24年6月28日に、蒔田高之氏が執行役員に就任し、大内久夫氏、滝本義久氏、荒木正美氏が常務執行役員を、平林修氏が執行役員を退任いたしました。
 - (3) 平成24年7月1日に、福田幸司氏が執行役員に就任いたしました。
 - (4) 平成24年12月1日に、望月常好氏が専務執行役員に就任いたしました。
 - (5) 平成25年3月31日に、原田泰明氏が専務執行役員を、高野一男氏が常務執行役員を、西村清和氏、清水豊和氏が執行役員を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役及び監査役の報酬の額は次の通りです。

取締役	12人	252百万円	(うち社外取締役	2名	8百万円)
監査役	6人	47百万円	(うち社外監査役	5名	29百万円)

- (注) 1. 取締役の支給人員と支給額には、期中に退任した2名を含めております。
2. 監査役の支給人員と支給額には、期中に退任した2名を含めております。
3. 上記報酬のほか、下記の報酬を支給しております。

当社は平成19年5月に役員退職慰労金制度を廃止し、平成19年6月28日開催の第57期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、平成19年6月までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、退任した取締役2名に対し14百万円、及び監査役(社外監査役)1名に対し4百万円の退職慰労金を支給しております。

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は次の通りです。

当社は、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しており、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高、現状の収益性の指標となる営業利益、企業価値の指標となる当社株価等を客観的評価項目とするとともに、定性的な個人の業績評価を加味して決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
小原久典(社外取締役)	日本ビューホテル株式会社 社外取締役 株式会社ビックカメラ 社外監査役
亀山和則(社外監査役)	財形信用保証株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 社外取締役小原久典氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。
2. 社外監査役亀山和則氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
小原久典	就任後開催の取締役会19回中19回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
樋口達士	就任後開催の取締役会19回中19回、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
福田博長	就任後開催の取締役会19回中19回、監査役会12回中12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
亀山和則	当事業年度に開催した取締役会24回中24回に、監査役会15回中15回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、社外役員との間に、社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	93百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	93百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	0百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	93百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外での税務申告のための本邦発生経費に係る証明業務等について、対価を支払っております。
3. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の合意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案します。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、平成18年5月8日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を決議いたしました。また、コンプライアンスを含めたリスク管理体制の一層の徹底ならびに子会社を含めたグループ全体の実効ある内部統制システムの構築の整備・実施状況を踏まえ、さらなる遂行を図るため、平成19年5月・平成20年5月に見直しをいたしました。

その後、平成21年4月24日開催の取締役会において、金融商品取引法に基づき、財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制を明確化するため、同方針を下記の内容に改定しております。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① リスク管理規則、対策本部規定を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。
- ③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
- 取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決議権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。
- (4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号)(会社法施行規則第100条第1項第4号)
- ① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、CSR基本方針、行動規範を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドラインを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
 - ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
 - ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役に報告する。
 - ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底させるとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するための体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
 - ③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規定に従い、グループ会社に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。

- ④ グループ会社各社にコンプライアンス委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
 - ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規定に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役に報告する。
- (6) 監査役に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号～第4号）
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合には、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用人を選任する。
 - 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用人に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
 - 3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 取締役及び使用人は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
 - ② 内部監査部門は、内部監査に関する結果について監査役に報告する。
 - 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と随時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するために重要な会議へ出席することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件ならびに買取した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様により長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラの建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためCSR（企業の社会的責任）を重視した経営理念ならびに中期ビジョンを策定しており、これらの理念・ビジョンを達成すべく、中期経営計画を策定し、企業価値向上につとめております。

当社グループを取り巻く環境は、国内につきましては東日本大震災の復旧・復興により政府建設投資は増加が見込まれますが、民間設備投資の回復には時間がかかる状況など、厳しい状況が続いております。一方、海外では、当社グループの主要市場である東南アジアにおいては、社会資本整備を中心に、建設市場は堅調に推移することが見込まれます。

当社グループは、変化する経営環境の中、「臨海部ナンバーワン企業」として成長していくための経営課題を認識し、中期経営計画（2011～2013年度）の達成に向け、取り組んでいます。

□中期経営計画（2011～2013年度）

○ 目指す企業像

「臨海部ナンバーワン企業」

ゼネコンモデルからコア事業集積モデルへの転換

○ 基本経営方針

- (1) 事業量の維持
- (2) 競争力の構築
- (3) 業務品質のさらなる向上
- (4) 新規分野への進出と設備投資
- (5) 経営基盤の強化

2. 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付けています。そのため経営における意思決定の迅速化、透明性の向上、公正性の確保を目指した経営体制を構築するとともに、取締役及び取締役会がリスク管理の徹底及び法令等の遵守、業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、実効ある内部統制システムの構築に取り組んでいます。

○ コーポレート・ガバナンス体制

当社は、1名の社外取締役を選任し、監査役会、内部監査・内部統制担当役員等と連携を図ることで経営に対する監督機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、役員候補や役員報酬案を取締役に答申する人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行うことができると考えております。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を十分に監視する体制を整えております。

○ 独立役員

また、当社は、社外役員4名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主への利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

○ コンプライアンスへの取り組み

また、コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、平成20年4月にコンプライアンス委員会を発展的に改組したリスクマネジメント委員会を設置しており、法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。

以上の取り組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付への対応策」(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為(あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。)を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、更には当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性相当性の範囲内において会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。このように、対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置を發動するか否かの判断に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しており、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めにしたがって株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主の皆様のご承認を求めることなど、株主の皆様意思を確認するための手続きをとることがあります。

本プランは、平成22年6月開催の当社第60期定時株主総会において株主の皆様からご承認を賜り継続しており、その有効期限は平成25年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

(本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものでなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

本プランは、上述の通り、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に必ずしも応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

本プランは、当社株主総会により、また、取締役会の決議によりいつでも廃止することができるため、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策（デッドハンド型）ではありません。また、定款で取締役の任期を1年と定めているため、発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策（スロー・ハンド型）でもありません。

さらに、当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての客観的な諮問機関として、社外取締役及び社外監査役よりなる独立委員会を設置しております。また、株主の皆様へは、独立委員会の判断の内容について情報開示をすることとされており、独立委員会によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

したがって、本プランは株主の共同の利益を損なうものでなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(ご参考)

本プランの有効期限は平成25年6月27日開催予定の当社第63期定時株主総会終結時までとなっておりますが、当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、有効期限終了後、本プランを継続しないことを決議しております。

※上記の（ご参考）は事業報告の内容を構成するものではなく、株主の皆様に対するご参考として記載したものであります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。また、内部留保につきましては、技術開発や設備投資等、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業発展を通じて、株主の皆様へ還元させていただくこととしております。

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	296,726	(負債の部)	231,615
I 流動資産	200,642	I 流動負債	192,755
現金預金	50,595	支払手形・工事未払金等	111,574
受取手形・完成工事未収入金等	113,699	短期借入金	39,955
未成工事支出金等	9,858	未払法人税等	1,131
たな卸不動産	9,727	未成工事受入金等	17,283
未収入金	12,019	完成工事補償引当金	722
繰延税金資産	3,147	賞与引当金	1,184
その他	2,448	工事損失引当金	2,819
貸倒引当金	△854	その他	18,084
II 固定資産	96,083	II 固定負債	38,859
(1) 有形固定資産	72,604	社 債	10,000
建物・構築物	10,664	長期借入金	20,984
機械、運搬具及び工具器具備品	13,229	再評価に係る繰延税金負債	6,195
土地	42,539	退職給付引当金	351
建設仮勘定	6,131	役員退職慰労引当金	118
その他	39	訴訟損失引当金	400
(2) 無形固定資産	1,127	その他	809
(3) 投資その他の資産	22,351	(純資産の部)	65,110
投資有価証券	13,204	I 株主資本	57,448
繰延税金資産	4,909	資 本 金	30,449
その他	10,597	資本剰余金	18,386
貸倒引当金	△6,360	利益剰余金	8,635
		自己株式	△23
		II その他の包括利益累計額	7,632
		その他有価証券評価差額金	1,181
		繰延ヘッジ損益	△2
		土地再評価差額金	6,470
		為替換算調整勘定	△18
		III 少数株主持分	30
資産合計	296,726	負債純資産合計	296,726

連結損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
I 売 上 高		
完成工事高	341,066	
開発事業等売上高	8,772	349,839
II 売 上 原 価		
完成工事原価	319,355	
開発事業等売上原価	9,368	328,724
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	21,711	
開発事業等総損	596	21,115
III 販売費及び一般管理費		14,651
営業利益		6,463
IV 営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	200	
為替差益	701	
貸倒引当金戻入額	602	
不動産賃貸料	68	
その他	298	1,938
V 営業外費用		
支払利息	1,513	
その他	329	1,842
経常利益		6,559
VI 特別利益		
固定資産売却益	52	
保険差益	129	
その他	19	201
VII 特別損失		
減損損失	544	
貸倒引当金繰入額	276	
投資有価証券評価損	240	
訴訟損失引当金繰入額	400	
その他	281	1,742
税金等調整前当期純利益		5,018
法人税、住民税及び事業税	1,029	
法人税等調整額	1,932	2,962
少数株主損益調整前当期純利益		2,055
少数株主利益		26
当期純利益		2,029

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,449	18,386	7,453	△23	56,266
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△571		△571
当期純利益			2,029		2,029
土地再評価差額金取崩額			△276		△276
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,181	△0	1,181
当 期 末 残 高	30,449	18,386	8,635	△23	57,448

	その他の包括利益累計額					少数株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰 延 ハ ッ 損 益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△107	△9	6,194	36	6,115	3	62,385
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△571
当期純利益							2,029
土地再評価差額金取崩額							△276
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,289	7	276	△55	1,517	26	1,543
当期変動額合計	1,289	7	276	△55	1,517	26	2,725
当 期 末 残 高	1,181	△2	6,470	△18	7,632	30	65,110

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲
 - ① 連結子会社の数 26社
すべての子会社を連結している。
主要な連結子会社の名称
五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペンタビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)
 - ② 連結の範囲の変更
新規設立により以下の2社を連結の範囲に含めた。
ペンタオーシャン・マリン・ホールディングス社、ペンタオーシャン・インド社
 - (2) 持分法の適用
 - ① 持分法適用会社の数 2社
以下の関連会社に対する投資について、持分法を適用している。
持分法適用会社の名称
羽田空港国際線エプロンPFI(株)、宮島アクアパートナーズ(株)
 - ② 持分法を適用していない関連会社の名称等
以下の関連会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外している。
松山環境テクノロジー(株)
 - (3) 連結子会社の決算日等に関する事項
連結子会社のうち、在外連結子会社7社の決算日は12月31日である。連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用している。ただし1月1日から3月31日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な修正を行っている。
上記以外の連結子会社19社の決算日は連結計算書類提出会社と同一である。
 - (4) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの…………… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの…………… 移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ…………… 時価法
なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。
 - ③ たな卸資産
未成工事支出金…………… 個別法による原価法
たな卸不動産…………… 個別法による原価法
材料貯蔵品…………… 先入先出法による原価法
なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。

(5) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…………… 当社及び国内連結子会社は主として定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によ
っており、在外連結子会社は主に定額法を採用している。
なお、耐用年数及び残存価額は主として法人税法の定めと同一の基準によっている。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法
ただし、採掘権については生産高比例法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法によっている。
- ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法
耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。
- ④ 長期前払費用…………… 定額法

(6) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来
の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を
検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味
して計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額
を計上している。
- ④ 工事損失引当金
当連結会計年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備える
ため、その損失見込額を計上している。
- ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込
額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。ただ
し、年金資産の額が退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を
加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計
上している。
なお、一部の連結子会社の退職一時金制度については簡便法（期末自己都合要支給額を退職給
付債務とする方法）により計上している。
会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。
また、過去勤務債務は全額発生時の損益として計上することとしており、各連結会計年度の数
理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定
額法により、それぞれの発生年度の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
- ⑥ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定（内規）に基
づく連結会計年度末要支給額を計上している。
- ⑦ 訴訟損失引当金
訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる
額を計上している。

(7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

② ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

3. 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ190百万円増加している。

4. 表示方法の変更

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「持分法による投資利益」（当連結会計年度3百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示している。
- (2) 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金戻入額」（前連結会計年度49百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。
- (3) 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「保険差益」（前連結会計年度18百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。
- (4) 前連結会計年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」（当連結会計年度88百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (5) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」（前連結会計年度68百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。
- (6) 前連結会計年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前連結会計年度27百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記している。

5. 連結貸借対照表関係

(1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は63百万円である。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 81,510百万円
 (3) 担保に供している資産

下記資産は工事契約保証金の代用等として差入れている。

- 投資有価証券 292百万円
 (4) 保証債務
 銀行借入金保証 1,017百万円
 住宅分譲前金保証 124百万円

- (5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

なお、再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,734百万円である。

6. 連結損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高 316,430百万円
 (2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 2,557百万円
 (3) 当連結会計年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	土地他	千葉県他3件	514
賃貸資産	土地	東京都	29

当社グループは、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分（会社、支店、各事業）を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産または事業用資産（事務所用地等）としてグルーピングしていた上記資産について、売却処分意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（544百万円）として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、事業用資産については契約価額または取引事例価格等により評価し、賃貸資産については相続税路線価等を基礎として評価している。

7. 連結株主資本等変動計算書関係

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
 普通株式 286,013千株

- (2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	571	2.00	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	571	2.00	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

平成25年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を上記のとおり提案している。なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

8. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、また、資金調達については社債及び銀行借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に従って、リスク低減を図っている。また、外貨建のものは、為替の変動リスクに晒されているが、先物為替予約を利用してヘッジしている。投資有価証券は、主に株式、満期保有目的の債券及び投資信託であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っている。未収入金は、主に工事に係る立替金等の営業取引に基づいて発生した売上債権以外の債権であり、そのほとんどが短期的に回収するものであり、月次で残高管理を行っている。

社債及び借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達であり、長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引の目的・実行及び管理を明確にした内部管理規程に従って行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりである。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金預金	50,595	50,595	—
②受取手形・完成工事未収入金等	113,699	113,692	△7
③未収入金	12,019	12,019	—
④投資有価証券	10,182	10,193	11
⑤支払手形・工事未払金等	(111,574)	(111,574)	—
⑥短期借入金	(22,054)	(22,054)	—
⑦社債	(10,000)	(10,082)	82
⑧長期借入金 (※1)	(38,884)	(38,946)	61
⑨デリバティブ取引 (※2)	(0)	(0)	—

(※1) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金も含まれている。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金預金、③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値によっている。

④投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式及び債券は取引所の価格等によっている。また、投資信託は公表されている基準価格によっている。

⑤支払手形・工事未払金等、⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑦社債、⑧長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規発行・借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

⑨デリバティブ取引

為替予約取引によるものであり、時価は先物為替相場によっている。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,022百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券」には含めていない。

9. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	227円63銭
(2) 一株当たりの当期純利益	7円10銭

10. 重要な後発事象

該当事項なし。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 禎 良 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	282,615	(負債の部)	221,299
I 流動資産	190,895	I 流動負債	183,393
現金預金	43,420	支払手形	20,426
受取手形	2,041	工事未払金	86,578
完成工事未収入金	107,289	短期借入金	37,944
販売用不動産	5,905	未払金	2,878
未成工事支出金	8,163	未払法人税等	995
開発事業等支出金	3,174	未成工事受入金	16,751
材料貯蔵品	724	預り金	10,258
短期貸付金	2,092	完成工事補償引当金	701
未収入金	13,844	賞与引当金	1,050
繰延税金資産	2,995	工事損失引当金	2,701
その他	2,092	その他	3,106
貸倒引当金	△848	II 固定負債	37,905
II 固定資産	91,720	社 債	10,000
(1) 有形固定資産	62,455	長期借入金	20,813
建物・構築物	9,665	再評価に係る繰延税金負債	6,195
機械・運搬具	5,013	訴訟損失引当金	400
工具器具・備品	459	関係会社開発事業損失引当金	105
土地	41,166	その他	392
リース資産	136	(純資産の部)	61,316
建設仮勘定	6,013	I 株主資本	53,664
(2) 無形固定資産	1,076	(1) 資 本 金	30,449
(3) 投資その他の資産	28,188	(2) 資本剰余金	18,386
投資有価証券	12,987	資本準備金	12,379
関係会社株式	1,366	その他資本剰余金	6,007
長期貸付金	6,337	(3) 利益剰余金	4,851
破産更生債権等	6,286	その他利益剰余金	4,851
長期前払費用	178	繰越利益剰余金	4,851
繰延税金資産	4,775	(4) 自己株式	△23
その他	2,416	II 評価・換算差額等	7,651
貸倒引当金	△6,160	(1) その他有価証券評価差額金	1,181
資産合計	282,615	(2) 繰延ヘッジ損益	△0
		(3) 土地再評価差額金	6,470
		負債純資産合計	282,615

損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)
(至 平成25年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売 上 高		
完成工事高	328,221	
開発事業等売上高	1,288	329,510
II 売 上 原 価		
完成工事原価	307,114	
開発事業等売上原価	2,041	309,155
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	21,107	
開発事業等総損失	752	20,354
III 販売費及び一般管理費		13,266
営業利益		7,087
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	347	
貸倒引当金戻入額	430	
その他	338	1,116
V 営業外費用		
支払利息	1,489	
その他	329	1,819
経 常 利 益		6,384
VI 特 別 利 益		
固定資産売却益	46	
保険差益	120	
その他	10	177
VII 特 別 損 失		
減損損失	315	
貸倒引当金繰入額	254	
投資有価証券評価損	240	
訴訟損失引当金繰入額	400	
その他	252	1,462
税 引 前 当 期 純 利 益		5,099
法人税、住民税及び事業税	871	
法人税等調整額	1,908	2,779
当 期 純 利 益		2,320

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自 己 株 資 合 計	株 資 合 計
					その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	3,379	3,379	△23	52,192
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△571	△571		△571
当 期 純 利 益					2,320	2,320		2,320
土地再評価差額金取崩額					△276	△276		△276
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,472	1,472	△0	1,472
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	4,851	4,851	△23	53,664

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△107	△9	6,194	6,077	58,270
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△571
当 期 純 利 益					2,320
土地再評価差額金取崩額					△276
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,288	9	276	1,573	1,573
当 期 変 動 額 合 計	1,288	9	276	1,573	3,045
当 期 末 残 高	1,181	△0	6,470	7,651	61,316

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示している。
2. 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ……………時価法
なお、ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっている。
 - ③ たな卸資産
販売用不動産……………個別法による原価法
未成工事支出金……………個別法による原価法
開発事業等支出金……………個別法による原価法
材料貯蔵品……………先入先出法による原価法
なお、未成工事支出金を除くたな卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
なお、耐用年数及び残存価額は法人税法の定めと同一の基準によっている。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
ただし、採掘権については生産高比例法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。
 - ③ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの）……………定額法
なお、耐用年数はリース期間とし、残存価額は零としている。
 - ④ 長期前払費用……………定額法
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎にした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の実績を基礎に将来の瑕疵補償見込を加味して計上している。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給対象期間基準を基礎とした支給見込額を計上している。

④ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち、損失の発生が見込まれるものについて将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上している。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。ただし、年金資産の額が退職給付債務に未認識会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用（投資その他の資産「その他」）として計上している。なお、会計基準変更時差異については、15年で均等按分した額を費用処理している。

また、過去勤務債務は全額発生時の損益として計上しており、各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。

⑥ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上している。

⑦ 関係会社開発事業損失引当金

関係会社における開発事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容、事業計画等を個別に検討し、当社が損失を負担することが見込まれる額を計上している。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用している。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

3. 会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ178百万円増加している。

4. 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金戻入額」（前事業年度24百万円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。
- (2) 前事業年度において特別利益の「その他」に含めて表示していた「保険差益」（前事業年度0百万円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。
- (3) 前事業年度において区分掲記していた特別損失の「固定資産除却損」（当事業年度80百万円）は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より特別損失の「その他」に含めて表示している。
- (4) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」（前事業年度43百万円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。
- (5) 前事業年度において特別損失の「その他」に含めて表示していた「貸倒引当金繰入額」（前事業年度27百万円）は、金額の重要性が増したため、当事業年度より区分掲記している。

5. 貸借対照表関係

- (1) たな卸資産及び工事損失引当金の表示
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。
損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は55百万円である。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 54,011百万円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権 8,005百万円
関係会社に対する長期金銭債権 6,224百万円
関係会社に対する短期金銭債務 10,335百万円
- (4) 担保に供している資産
下記資産は、工事契約保証金の代用等として差入れている。
投資有価証券 211百万円
関係会社株式 75百万円
- (5) 保証債務
銀行借入金保証 1,218百万円
住宅分譲前金保証 124百万円
- (6) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、平成12年3月31日（第50期）付で事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に対する税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。
なお、再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は、12,734百万円である。

6. 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高 308,790百万円
- (2) 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額 2,415百万円

(3) 関係会社との取引高

売上高のうち関係会社に対する部分	16,313百万円
売上原価のうち関係会社からの仕入高	27,234百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	2,192百万円

(4) 当事業年度において、以下の資産グループまたは資産について減損損失を計上した。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
事業用資産	土地他	千葉県他2件	285
賃貸資産	土地	東京都	29

当社は、原則として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分(支店、賃貸事業)を単位としてグルーピングしている。

従来、賃貸資産又は事業用資産(事務所用地等)としてグルーピングしていた上記資産について、売却処分等の意思決定を行いその代替的な投資も予定していないこと等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(315百万円)として、特別損失に計上した。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、事業用資産については契約価額または取引事例価格等により評価し、賃貸資産については相統税路線価等を基礎として評価している。

7. 株主資本等変動計算書関係

自己株式の種類及び数	普通株式	104千株
------------	------	-------

8. 税効果会計

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	3,629百万円
退職給付信託財産	2,227百万円
減損損失	1,564百万円
販売用不動産等評価損	1,392百万円
その他	3,291百万円

繰延税金資産小計 12,106百万円

評価性引当額 △3,640百万円

繰延税金資産合計 8,466百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△554百万円
前払年金費用	△131百万円
その他	△8百万円

繰延税金負債合計 △695百万円

繰延税金資産の純額 7,770百万円

9. リースにより使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等がある。

10. 関連当事者との取引
子会社

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	アンドロメダ ・ファイブ社	100% (一)	当社グループに対して船舶の賃貸等をしている。	資金の貸付	751	投資その他の資産 「長期貸付金」	5,990
				利息の受取	83	流動資産 「その他」	50

取引条件及び取引条件の決定方針

資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。

11. 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産	214円46銭
(2) 一株当たりの当期純利益	8円12銭

12. 重要な後発事象

該当事項なし。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月17日

五洋建設株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 禎 良 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 俵 輝 美 (印)

常勤監査役 樋 口 達 士 (印)

常勤監査役 福 田 博 長 (印)

監査役 亀 山 和 則 (印)

(注) 監査役樋口達士、監査役福田博長、及び監査役亀山和則は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備え経営基盤の強化を図るとともに、経営環境や業績などを勘案し、可能な範囲で、株主の皆様に対して長期的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、財務健全化の進捗及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2円 総額571,818,734円

③剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	 <p>むらしげ よしお 村重 芳雄 (昭和16年4月11日生)</p>	<p>昭和40年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 中国支店副支店長 平成12年4月 当社取締役 中国支店長 平成12年6月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社常務執行役員 同上 平成17年4月 当社専務執行役員 同上 平成17年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 平成18年3月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木営業本部長 平成18年5月 当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る) 平成20年5月 社団法人日本埋立浚渫協会 会長 (現 一般社団法人日本埋立浚渫協会) (現在に至る)</p>	109,500株
2	 <p>つだ はゆる 津田 映 (昭和26年3月23日生)</p>	<p>昭和48年4月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 管理本部長 兼 財務部長 平成13年10月 当社取締役 経営管理本部長 兼 財務部長 平成14年4月 当社常務取締役 同上 平成14年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成15年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部長 平成16年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成18年5月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 同上 平成19年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 国際事業本部担当 兼 CSR推進委員会担当 平成20年4月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当 平成22年6月 当社代表取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 安全環境担当 兼 国際事業本部担当 兼 営業担当 平成22年10月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 経営管理本部長 兼 安全品質環境担当 兼 国際事業本部担当 平成23年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 事務担当 兼 国際担当 平成24年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 平成24年6月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 総合監査部担当 平成25年4月 当社代表取締役 兼 執行役員副社長 建築部門長 兼 安全品質環境担当 (現在に至る)</p>	70,074株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	 <p>い だ きよし 井 田 潔 志 (昭和24年2月23日生)</p>	<p>昭和46年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 北陸支店長 平成17年6月 当社常務執行役員 中国支店長 平成20年4月 当社専務執行役員 土木部門長 兼 土木本部長 兼 技術研究所担当 平成20年6月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 平成22年10月 当社取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 平成25年4月 当社取締役 兼 執行役員副社長 営業担当 兼 安全品質環境担当 兼 総合監査部担当 (現在に至る)</p>	53,000株
4	 <p>こ ん だ う こ う す け 近 藤 浩 右 (昭和26年11月6日生)</p>	<p>昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社執行役員 東京支社土木支店長 平成15年12月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 兼 技術研究所担当 平成16年6月 当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長 平成17年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成17年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成18年3月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門担当 平成19年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成22年10月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長 平成23年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 土木部門土木営業本部長 兼 技術研究所担当 兼 2020事業室長 兼 技術戦略室長 平成24年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 技術研究所担当 兼 2020事業室担当 兼 技術戦略室長 平成25年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 土木部門長 兼 技術研究所担当 兼 技術戦略室担当 (現在に至る)</p>	41,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	 やました すみお 山下 純男 (昭和28年1月29日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 名古屋支店長 平成21年4月 当社常務執行役員 建築部門建築営業本部長 平成22年4月 当社常務執行役員 建築部門長 兼 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当 平成22年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成24年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 平成25年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 建築部門建築営業本部長 兼 購買部担当 (現在に至る)	14,000株
6	 ささき くにひろ 佐々木 邦彦 (昭和26年8月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 人事部長 兼 総務本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員 人事部長 兼 経営管理本部副本部長 平成20年6月 当社取締役 兼 執行役員 同上 平成21年4月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 人事部担当 平成22年6月 当社取締役 兼 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 平成23年4月 当社取締役 兼 常務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 兼 人事部担当 平成24年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長 (現在に至る)	54,500株
7	 かきもと やすじ 柿本 泰二 (昭和25年10月25日生)	昭和49年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員 国際事業本部長 平成22年4月 当社常務執行役員 同上 平成24年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成25年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 国際部門長 (現在に至る)	15,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	 しみず たくぞう 清水 琢三 (昭和33年6月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員 名古屋支店長 平成24年4月 当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長 平成24年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 同上 平成25年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 同上 (現在に至る)	22,000株
9	 なかみつ ゆうじ 中満 祐二 (昭和33年8月1日生)	昭和56年4月 当社入社 平成23年4月 当社執行役員 東京建築支店副支店長 平成24年6月 当社取締役 兼 執行役員 建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当 (現在に至る)	9,500株
10	 おはら ひさのり 小原 久典 (昭和26年1月23日生)	昭和48年4月 株式会社富士銀行入行 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員大手町営業第二部長 平成15年6月 芙蓉総合リース株式会社 常務取締役営業推進部長 平成16年5月 同社常務取締役 平成21年4月 同社専務取締役 平成24年2月 同社取締役 平成24年4月 同社顧問(非常勤) 平成24年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 平成24年7月 日本ビューホテル株式会社 社外取締役 (現在に至る) 平成24年11月 株式会社ビックカメラ 社外監査役 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小原久典氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。
- また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社と小原久典氏との間で、当社定款第29条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 小原久典氏を社外取締役候補者とした理由は、次の通りです。
小原久典氏は、これまで芙蓉総合リース株式会社の専務取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と広い知識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定と業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
4. 小原久典氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役俵輝美氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次の通りであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
 たわら てるみ 俵 輝美 (昭和26年3月3日生)	昭和48年4月 当社入社	26,000株
	平成10年6月 当社取締役 国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長 兼 マレーシア営業所長	
	平成13年4月 当社常務取締役 国際事業本部副本部長 兼 シンガポール営業所長	
	平成13年10月 当社常務取締役 国際部門担当	
	平成14年4月 当社常務取締役 国際事業本部長 兼 国際総務部長	
	平成14年6月 当社常務執行役員 同上	
	平成16年4月 当社常務執行役員 建築部門担当	
	平成17年4月 当社常務執行役員 建築部門都市開発本部長	
	平成19年4月 当社常務執行役員 建築部門担当	
	平成21年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	

(注) 候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

以上

